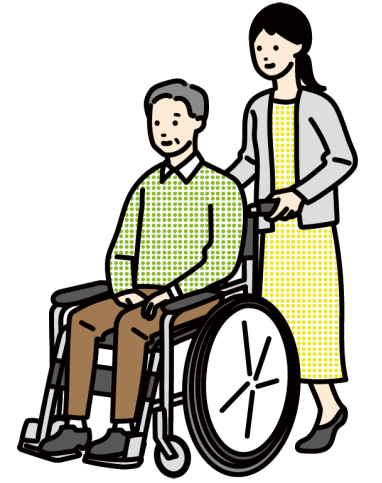


表1 第9期計画（令和6～8年度）における第1号被保険者（65歳以上）の段階別保険料

段階	区分	基準額に対する割合	年間保険料
第1	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税 ・世帯全員が町民税非課税で本人の前年の合計所得と課税年金収入額の合計額が80万円以下	45.5%	33,852円 (35,400円)
		28.5% (軽減後)	21,204円 (21,240円)
第2	世帯全員が町民税非課税で本人の前年の合計所得と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下	68.5%	50,964円 (53,100円)
		48.5% (軽減後)	36,084円 (35,400円)
第3	世帯全員が町民税非課税で本人の前年の合計所得と課税年金収入額の合計額が120万円を超える	69%	51,336円 (53,100円)
		68.5% (軽減後)	50,964円 (49,560円)
第4	世帯員に町民税が課税されているが本人は町民税非課税で本人の前年の合計所得と課税年金収入額の合計額が80万円以下	90%	66,960円 (63,720円)
第5	世帯員に町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で本人の前年の合計所得と課税年金収入額の合計額が80万円を超える	100% 〈基準額〉	74,400円 (70,800円)
第6	本人に町民税が課税されていて本人の前年の合計所得金額が120万円未満	120%	89,280円 (84,960円)
第7	120万円以上210万円未満	130%	96,720円 (92,040円)
第8	210万円以上320万円未満	150%	111,600円 (106,200円)
第9	320万円以上420万円未満	170%	126,480円 (120,360円)
第10	420万円以上520万円未満	190%	141,360円
第11	520万円以上620万円未満	210%	156,240円
第12	620万円以上720万円未満	230%	171,120円
第13	本人に町民税が課税されていて本人の前年の課税所得金額が720万円以上	240%	178,560円

※（）内は第8期計画における保険料の金額 ※第1段階から第3段階の保険料は公費による軽減後の金額

第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画を策定しました



〈問い合わせ先〉

福祉介護課 介護係 ☎45-2214

介護保険のしくみ

介護保険は、誰にでも起こりうる介護への不安を減らし、安心した生活が送れるよう、支え合いの理念に基づき、共同で保険料を負担し、病気や加齢などによる身体機能の低下で介護を必要とする人に介護サービスを提供するしくみです。

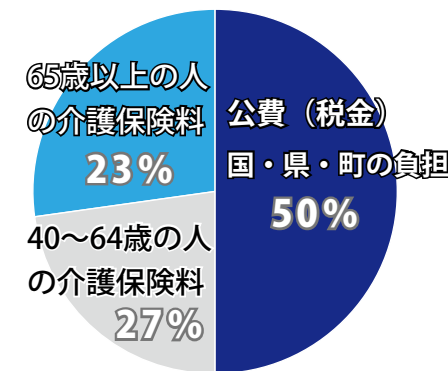
介護事業計画・高齢者福祉計画に基づき運営

介護保険事業は、3年間を期間とする「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づいて運営を行っています。計画では、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためのさまざまな施策を盛り込むとともに、介護サービスの利用量や介護給付費の推計を行い、事業運営に必要とする介護保険料を定めています。

介護保険の財源

介護保険制度は、40歳以上の人が納める保険料と、国・都道府県・市区町村が負担する公費（税金）を財源に運営しています。○65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料

グラフ1 介護保険の財源構成



を65歳以上の人口で割った額を基準額とし、本人や世帯の課税状況や所得に応じて保険料額が分かれています。また、介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得格差を減らし、低所得者の保険料上昇を抑制する必要性が国から示されたことから令和6年度より従来の9段階から13段階へと保険料の段階が変更となります。（保険料の額は7ページに掲載）

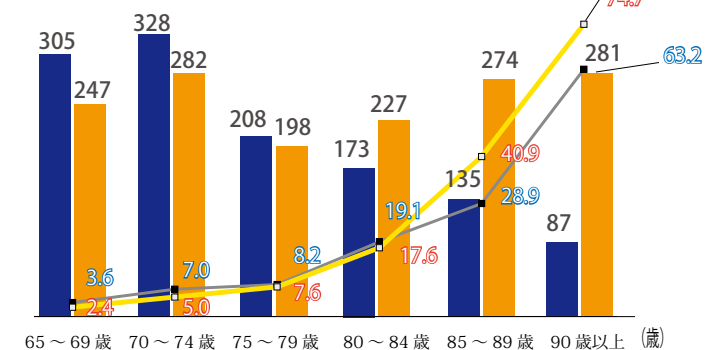
○40～64歳の人（第2号被保険者）の介護保険料
加入する医療保険（健保組合、国健康保険協会、市町村国保など）の保険料と併せて納めます。

誰にでも介護に関わる可能性があります

町内の65歳以上の人で、介護認定を受けている割合は約2割で、65歳時点では少数ですが、年齢とともに割合が高くなり、90歳以上では男性が約6割、女性が約7割となっています。自らが介護を必要としなくても、家族が必要となる場合もあり、誰もが介護に関わる可能性があると言えます。

グラフ2 町の年齢別人口と要介護（支援）認定率

出典：令和5年9月 介護保険事業状況報告



65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料を改定

第9期計画では人口減少と高齢化の進行により、被保険者数の減少が見込まれ、介護給付費も令和6年度をピークに減少を見込んでいます。これに伴う介護保険料の基準額の設定にあたっては、介護給付費準備基金からの取り崩し額を活用することで、第8期計画と比較して月額300円増に抑え、県内の平均水準を維持しています。

介護保険制度がなかったら…

令和4年度に町の介護保険事業から支出した介護サービス給付費は約10億円で、要介護・要支援認定者一人あたり約190万円となります。もしも介護保険制度がなかったとしたら、経済的負担だけでなく、心身の負担も大きく、安心して生活することができなくなることが考えられます。

高齢化の進行とともに介護給付費も増加傾向にあり、誰にでも介護に関わる可能性があることから、支え合いによって成り立つ介護保険制度へのご理解をお願いします。